

別表（第４条関係）

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率						
ア 健康診 査	次により算定した額の合計額 実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額 <table><tr><th>実施方法 (注 1)</th><th>基準単価 (注 2)</th></tr><tr><td>集団健診</td><td>円 4, 190 (5, 390)</td></tr><tr><td>個別健診</td><td>円 5, 490 (7, 060)</td></tr></table> ※ 訪問による健康診査の実施が必要な者に対し、医師及び看護師等を派遣して行う形態については個別健診の実施とみなす。 ※ 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	実施方法 (注 1)	基準単価 (注 2)	集団健診	円 4, 190 (5, 390)	個別健診	円 5, 490 (7, 060)	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	1 / 3
実施方法 (注 1)	基準単価 (注 2)								
集団健診	円 4, 190 (5, 390)								
個別健診	円 5, 490 (7, 060)								
イ 歯科健 康診査	次表の基準単価に受診人員を乗じた額 <table><tr><th>種別</th><th>基準単価 (注 2)</th></tr><tr><td>歯科健 康診査</td><td>円 3, 030 (3, 900)</td></tr></table> ※ 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	種別	基準単価 (注 2)	歯科健 康診査	円 3, 030 (3, 900)				
種別	基準単価 (注 2)								
歯科健 康診査	円 3, 030 (3, 900)								

(注１) 「集団健診」・・・医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車でを行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うもの。（個別健診に該当しないもの。）

「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共有して健診を行うもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって健康診査を受診する形態。）

(注2) ()内の金額は、当該年度において、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者(地方税法第323条により免除されている者を含む。)である場合の基準単価。ただし、受診月が4月から7月までの場合にあつては、前年度の課税状況による。